

平成 27 年度契約状況実態調査の結果について ～契約発注等による県内事業者の育成について～

県の公共調達に関して、地域経済の活性化を促進する観点から、入札等に係る関係法令等（WTO 政府調達協定を含む）に従いながら、以下のとおり県内事業者への優先発注を徹底するとともに県内事業者の育成を図る。

1 建設工事（建設工事に関する設計、測量および調査等の委託を含む）についての取組は次のとおりとし、契約審査委員会長名により全庁に通知文を発出する。

また、毎年度始めの説明会などを通じて全庁的に取り組む。

分 野	内 容
建設工事に係る契約 (建設工事に関する 設計、測量および調査 等の委託を含む)	<p>① 技術的難易度が高い特殊な工事等で県内事業者においては施工が困難で競争性が確保できない場合を除き、県内事業者へ発注する。</p> <p>なお、建設工事共同企業体を入札参加要件とする場合は、県内事業者においては施工が困難で競争性が確保できない場合を除き、県内事業者への技術移転の見地から、構成員は県内事業者とする。</p> <p>② 効率的な執行が可能なものについては、分離・分割した発注を行うことにより、県内事業者の受注機会の確保に努める。</p> <p>③ 下請負人の選定にあたっては県内事業者を優先し、また、建設資材については、県産品を優先的に使用し、資材調達についても県内事業者から優先して調達することを要請する。</p> <p>④ 入札参加資格における総合点数や施工実績要件等の設定にあつては、県内事業者の受注機会拡大・育成の観点から、過大な設定とならないよう十分配慮する。</p> <p>また、施工実績を求める工事も実施する。</p>

2 物品および建設工事以外に係る委託については次のとおりとし、会計管理局長名により全庁に通知文を発出する。

また、毎年度始めの説明会などを通じて全庁的に取り組む。

分 野	内 容
物品の調達に係る契約	<p>① 特殊な仕様など県内事業者においては対応が困難で競争性が確保できない場合を除き、県内事業者へ発注する。</p> <p>② 県内事業者優先の趣旨を徹底するため、入札等参加要件検討時に県外事業者を参加させる必要があるのか理由を記入し、十分確認・検討を行うものとする。</p> <p>③ 納入期限により応札可能者数が制限され、その結果、県内事業者の受注機会が減少することのないよう、発注から納入期限まで十分な期間を確保する。</p>
委託に係る契約（建設工事に係るもの）を除く	<p>① 特殊な仕様など県内事業者においては対応が困難で競争性が確保できない場合を除き、県内事業者へ発注する。</p> <p>② 県内事業者優先の趣旨を徹底するため、入札等参加要件検討時に県外事業者を参加させる必要があるのかをチェックするシートを作成し、十分確認・検討を行うものとする。</p> <p>③ 公告日から入札日（プロポーザル方式の場合は提案締切日）までの期間や発注から履行開始までの期間により応札可能者数が制限され、その結果、県内事業者の受注機会が減少することのないよう十分な期間を確保する。</p> <p>④ 仕様をより詳細なものにすることにより、県内事業者の受注機会が拡大されるよう努める。</p> <p>⑤ プロポーザル方式による場合には、県内事業者であることを評価の項目として加える。</p>

3 その他、次のとおり関係部局において取り組む。

分 野	内 容
公共工事関係	<p>① 業界団体等のニーズを踏まえ、(公財)滋賀県建設技術センターにおける民間土木技術者研修を充実する。</p> <p>② 委託業務の表彰制度を導入することにより、県内事業者の意欲を高め、技術力の向上を図る。</p>
公共工事関係以外	<p>① 高度な専門性の活用、県内事業者の育成に資するよう、委託に係るJV(共同企業体)による入札等への参加を行いやすくするため、その取扱について標準的なルールを研究する。</p>